

函館市地球温暖化対策地域推進協議会規約

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

第 40 条第 1 項の規定に基づき、函館市地球温暖化対策地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を目的とする。

(1) 函館市における日常生活に関する温室効果ガス削減のための具体的対策を市民・市民団体、事業者、高等教育機関、行政が連携して協議し、実行することにより函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という）に定めた目標の達成。

(2) 実行計画の進行管理の評価・支援。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 地球温暖化対策を推進するための普及啓発に関すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供に関すること。

(3) 実行計画の進行管理の評価・支援に関すること。

(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる各団体等からそれぞれ選出された委員 30 人以内をもって組織する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が、その選出された団体を退いたときは、委員を辞任したものとす
る。

(会長および副会長)

第 6 条 協議会に会長および副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の目的を達成するため部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会員の互選により定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、函館市環境部において処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月23日から施行する。

(任期の短縮)

2 第5条で定める委員の任期は、任期開始日が平成27年8月19日の任期に限り、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月3日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		団 体 等	備 考
1	住民団体等	函館市町会連合会	
2		特定非営利活動法人函館消費者協会	
3		函館市女性会議	
4		特定非営利活動法人南北海道自然エネルギープロジェクト	
5		函館の環境を考える会(エコネットはこだて)	
6	事業者等	函館商工会議所	
7		函館市亀田商工会	
8		函館市東商工会	
9		一般社団法人函館青年会議所	
10		一般社団法人北海道中小企業家同友会 函館支部	
11		一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	
12		一般社団法人函館建設業協会	
13		函館地区バス協会	
14		一般社団法人函館地区トラック協会	
15		一般社団法人函館地区ハイヤー協会	
16		北海道ガス株式会社函館支店	
17		北海道電力ネットワーク株式会社函館支店	
18	高等教育機関	公立はこだて未来大学	
19		函館大谷短期大学	
20		函館工業高等専門学校	
21		函館大学	
22		函館短期大学	
23		北海道教育大学函館校	
24		北海道大学大学院水産科学研究院	
25		ロシア極東連邦総合大学函館校	
26	地球温暖化防止活動推進員	北海道地球温暖化防止活動推進員	
27	地方公共団体	北海道渡島総合振興局	
28		函館市	